

議案第76号

訴訟上の和解について

横浜地方裁判所川崎支部平成20年（ワ）第394号損害賠償（交通）請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成21年6月5日提出

川崎市長 阿部孝夫

1 事件名 横浜地方裁判所川崎支部平成20年（ワ）第394号損害賠償（交通）請求事件

2 当事者 原告 \*\*\*\*

原告 \*\*\*\*

被告 川崎市

被告 \*\*\*

3 和解内容

(1) 被告川崎市は、原告らに対し、本件交通事故の和解金として、既払金28,472,514円を除き、41,000,000円の支払義務があることを認める。

(2) 被告川崎市は、原告らに対し、前項の金員を和解成立日から1箇月以内に、原告らの指定する口座に振り込む方法により支払う。

(3) 原告らは、その余の請求を放棄する。

(4) 原告らと被告らは、原告らと被告らとの間に、本件交通事故に関し、本

和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

#### 4 和解理由

本事件については、横浜地方裁判所川崎支部から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告らと被告らとの間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

#### 参考資料

#### 事 件 の 概 要

1 平成18年3月7日、多摩区生田1丁目8番先路上で、原告らの被相続人\*\*\*\*（以下「\*\*\*\*」という。）が、普通自動二輪車で走行中、停車していた被告\*\*\*（以下「\*\*\*」という。）の運転する本市小型浄化槽清掃車（以下「浄化槽清掃車」という。）が清掃場所に向かうため発進し、転回を開始して進路に進入したため、急ブレーキをかけたが、バランスを崩して転倒し、浄化槽清掃車に衝突した。\*\*\*\*は、救急車で病院に搬送されたが、同日、胸部打撲による内臓破裂で死亡した。

2 このことについて、原告らから本市及び\*\*\*に対し、\*\*\*\*が死亡するに至ったのは、浄化槽清掃車の転回を開始する際、\*\*\*が後方確認を十分に行わなかったためであるとして、平成20年5月19日に横浜地方裁判所川崎支部に損害賠償請求訴訟が提起された。

3 本訴訟は、係属して以来、数回に及ぶ口頭弁論等を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。